

第2次人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画（案）に関する
パブリックコメント（意見募集）の実施結果について

1 意見募集期間

令和5年12月1日（金）から12月26日（火）まで

2 意見提出者

10名、42件（うち、同様の意見1件）

3 意見及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表します。

No.	意見等の概要	意見に対する市の考え方
1	・障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法など人権にかかわる法律が制定されていることを記載してほしい。前橋市として、人権や差別に係る規制救済の法律について考えがあれば記載してほしい。	人権にかかわる個別の法律については、主な課題別施策の推進のなかで、各課題ごとに記載しております。ヘイトスピーチ解消法についても、主な課題別施策の推進のなかでの記載を検討します。
2	・「ウェルビーイング」だけでなく、計画全体として横文字を使わないでほしい。日本語できちんと説明して、そのうえで、そういったことを「ウェルビーイング」と言いますというように記載する方が分かりやすい。	「ウェルビーイング」は、2020年に策定された「新・群馬県総合計画（ビジョン）」が目指す2040年の姿を参考に本計画の基本理念に取り込みました。 上記を含め、一般的に理解が難しいと思われる横文字には計画本文中ならびに巻末に用語解説を行うことで対応します。
3	・基本理念を掲げたことにより、さらに一人ひとりの幸せに目を向けた人権教育と啓発推進への活動が力強く行われていくのではないかと思う。	現計画では記載のなかった基本理念を次期計画に盛り込むことにより、計画の基本的な指針を明記しました。
4	・随時見直しを行うとあるが、何か変更があれば年度内であっても見直すのか、年度代わりで変更箇所を付け加えるのか、明確な期日の明示をお願いしたい。	社会情勢の変化等を踏まえて概ね5年を目途に、必要があると認める時に、見直しを行いたいと考えています。
5	・10年後の目標値0%を達成することが出来るのか？目標とするなら、そのプロセスと途中経過を確認する調査を実施してほしい。	上記4の回答のとおり、見直しの時期に、実態把握のための調査を実施することを検討します。

6	<p>・結果の概要からの判断であるが、前回調査と今回調査の同和問題への意識があまり変わっていないことに安心したが、2016年に部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が施行され、法律的に部落差別の存在が認められ、その解消が求められているため、「知っている」という人が100%になることが求められていると思う。現状で安心しないしてほしい。</p> <p>さまざまな人権問題に対応するため、「人権に関する市民意識調査」の結果の概要しか載せないのは仕方がないが、結果の詳細を知りたい場合、インターネット上ですぐにわかるところに載せてほしい。きちんとコメントするためには、詳細に分かるものが必要。</p>	<p>ご指摘のとおり、市民意識調査結果の詳細は公表しておりません。現在、計画策定と同時に意識調査結果の概要を公表する予定ですが、今後、計画策定の際には、意識調査の詳細を公表したうえで広く意見を求めることを検討します。</p>
7	<p>・第3章・人権教育、啓発の推進の中の、市民に対して学習機会の提供をどのように行うのか具体策が示されていないと思う。</p>	<p>各課題に対応した推進（取組）方針に紐づく具体的な施策を参考資料として添付することを検討します。</p>
8	<p>・こどもの人権意識を健全に形成していくには幼少期からの継続的な性教育が不可欠である。世界的には学校や教育現場で、「包括的性教育」が行われている。ユネスコが示した指針、基準を参考に前橋市が全国に先立ちロールモデルとなることを期待する。</p>	<p>ユネスコが示した指針、基準も踏まえ、本市における「包括的性教育」の推進に向け、前向きに検討していきます。</p>
9	<p>・保育園からの取り組みは発達段階を踏まえて構成されており賛成だが、保育現場の実情を鑑みると、人権意識をはぐくむ保育士の配置基準を向上させることが優先だと思う。</p>	<p>保育士の配置基準については、国において令和6年度から見直しを行う予定であることから、本市としても配置基準の改善を図っていきたいと考えています。</p>
10	<p>・小学校の新学期に学級担任が配置できず、校長先生が代理で授業を実施した。前橋市では平等に教育を受ける権利は人権に含まれ、並列であり、教育職員の確保も人権意識の向上に関連していると考えているがいかがか。</p>	<p>国民が平等に教育を受ける権利は、憲法で保障されている。教職員は、子供が教育を受ける上で必要不可欠であり、今後も教職員の確保に努めていきます。</p>
11	<p>・部落差別解消推進法では、同和問題という言葉を使っていない。法務省のホームページでも部落差別（同和問題）などと表示している。同和問題、同和教育という言葉は今後どう扱っていくのかの議論が必要だと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、計画内の記載を部落差別（同和問題）に修正しました。同和問題、同和教育という言葉は今後どう扱っていくのかについては、国・県・他の自治体の動向を踏まえ検討していきます。</p>

12	<p>・23頁3段落目「平成28年（2016年）12月には、～「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。しかし、近年、インターネット上に～が発生しています。」</p> <p>上記しかし以下を前に持ってきて入れ替えた方が分かりやすい。</p> <p>2020年の調査と結果だけでなく、その前の調査と比較したらどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、文言を入れ替えます。</p> <p>前々回の調査結果を記載することで市民意識の経年変化を把握出来ますが、計画全体の分量を配慮し前回調査結果だけを記載しています。</p>
13	<p>・同和対策審議会答申から始まった部落（同和）問題解決に向けた法律では、部落（同和）問題解決は行政の責務であり国民的課題であるとして、解決に向けて取り組まなければならない重要課題。差別の実態が変化していることを踏まえ、実態に即した対策を今後も粘り強く教育・啓発を推進していく必要がある。</p>	<p>本市においても、部落差別解消推進法に示されているように現在もなお部落差別が存在していると考えており、部落差別のない社会を実現していくためには、引き続き人権教育・啓発活動の推進に強く取り組んでいく必要があると考えています。</p>
14	<p>・正しい知識の発信を、現在の正しいと言われている知識をきちんと踏まえて発信してほしい。奈良県教育委員会のホームページ等を見れば、正しい理解に近づけると思う。</p> <p>「まえばし学校教育充実指針」は、学校でどんなことに重点を置いて指導してくれているのか分かる。公開し、批判があればそれを精査し、より良い学校教育を進めていくことはとても良いことだと思う。</p> <p>充実指針中、項目7：豊かな人間性の育成（23）自他の大切さを認め合える人権教育の推進『学校の取組例』に問題がある。</p>	<p>資料「まえばし学校教育充実指針」については、ご指摘いただいたことを踏まえて、改善をしていきます。今後、国、県、市から提供される情報を基に、教職員への研修を中心に教職員の正しい理解をすすめ、児童生徒への人権教育をすすめていきます。</p>

15	<p>部落差別（同和）問題の中で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での部落（同和）問題学習や学校と地域が連携した学習など学校教育について何も触れられていない。 <p>隣保館や教育集会所の役割、現在の相談体制、啓発事業等の具体的な取組の開催について記載がない。</p> <p>当事者への部落（同和）問題の理解の促進を図る取組も必要。</p> <p>主だった人権課題については、基本計画等があるが部落（同和）問題にはないのか。</p>	<p>学校での人権教育については、常時活動や人権集中学習、道徳や特別活動など様々な場面を捉えて進められています。今後も関係課や地域との連携を図りすすめていきます。</p> <p>隣保館は、地域福祉の向上や人権啓発を推進するための地域住民の交流拠点であり、開かれたコミュニティセンターとして設置しています。本市隣保館では、群馬県隣保館連絡協議会及び上部団体である全国隣保館連絡協議会の研修会等に積極的に参加して職員の資質の向上に努めています。</p> <p>上記状況を踏まえ、より市民の方に市の取組状況が伝わるよう、ご指摘いただいた内容の記載を検討します。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層への啓発は学校で部落差別を含め、あらゆる差別について学べる機会があるが、すでに教育を終え社会に出ている年齢層に対する教育や啓発をどうしていくのか。人権週間におけるパネル設置や広報掲載だけでなく、年齢層に関係なく能動的に正しい知識を得ようとするきっかけを作ってほしい。 	<p>ご指摘いただいた社会に出ている年齢層に対する教育や啓発の取組について、部落（同和）問題のみならず、すべての人権課題の啓発に非常に大切であると考えており、効果的な教育・啓発について、研究・検討を進めていきたいと考えています。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年6月の刑法・刑事訴訟法の改正で「不同意性交罪」が設けられるなど、「性的同意」の重要性が指摘されるようになってきたため、啓発を促すような内容を取り入れてもよいのでは。 	<p>令和5年（2023年）に刑法及び刑事訴訟法の改正により、同意のない性的行為は犯罪であることが明確化されたこと、また、性暴力は被害者の尊厳を深く傷つける行為で、性暴力に対する正しい認識が社会に広がることの大切さを追記しました。</p> <p>そうした現状と課題を踏まえ、性犯罪・性暴力の防止、被害者の支援を取組方針として位置付けます。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費の完全無料化・返済不要の奨学金の創設等、家族の経済状況に左右されない権利の保障は社会的包摂の理念と相いれるものではないと考える。 	<p>家庭の事情に左右されない支援としての給食費完全無料化の実現は、大変厳しい状況です。引き続き国への財政支援を要望しつつ、本市の子育て支援策を継続したいと考えております。</p> <p>奨学金について、現在は無利子だが返還を求める貸与型で運用中です。将来に向けて給付型の奨学金制度の創設を検討している段階です。</p>

19	<p>・女性の地位向上に必要な母性保護施策等を含めた保障の課題や男性の労働条件・環境と育児休暇取得との関連等、家族での経済的支え合いもこどもの貧困の背景にある視点を持つことが必要である。</p> <p>ヤングケアラー問題に限らず、自分が置かれている現状がおかしいと気付ける教育、おかしいと気付いたらひと言だけでも言える環境を複数個所用意してあげてほしい。</p>	<p>学校では、ヤングケアラーやいじめに限らず、様々な困りごとを児童生徒が発信できるよう毎月アンケート調査を実施して児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりに取り組んでおります。また、児童生徒に対して「SOSの出し方教育」を行うとともに、教職員が児童生徒が出したSOSを受け取れるよう研修を行い、不安や悩みの早期発見に努めております。加えて相談機関についてもチラシを作成し、配布しております。</p>
20	<p>・子どもの健やかな成長に向けた地域ぐるみの支援体制の充実を図ることで、子どもからのSOS、虐待や貧困に悩む親からのSOSに気づき解決に向かう手助けになると思う。地域の理解を一層深めていただきたい。</p>	<p>地域ぐるみでの支援体制の充実は、大変重要であると捉えられるため、関係機関や地域社会と連携をとり、こどもや子育て家庭への支援体制の充実を図っていきます。</p>
21	<p>・昨今のヤングケアラー問題では、より一層のヤングケアラーに関する理解促進・実態把握が必要となり、そのような状況にある子どもたちが同世代の子どもたちと同じように学べるよう援助できる体制をしっかりと築いていただきたい。</p>	<p>ヤングケアラーに関する理解促進のため、関係機関等へ研修の開催、実態把握のため学校と情報共有等に努めていきます。</p>
22	<p>・年齢や持っている力（女性・こどもも同じ）で市民生活が制限されるのでは自分の将来を見据えにくく、お年寄りを大切に・人にやさしくしたいという支え合う思いは薄くなり、幸福感は損なわれる。</p>	<p>重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。</p> <p>また、「障害のある人が日常生活等で受ける様々な制限は、社会の側に様々な障壁があることによって生じるもの」という障害の「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会の実現に向けて施策を進めていきます。</p>

<p>23</p>	<p>1. 前橋市には2023年7月現在、8,119人の外国籍住民が暮らしています。公務員試験の受験資格から外国籍の人が排除されているのか。これは明確な外国籍者差別であり、重大な人権侵害。受験資格の「国籍条項」撤廃を明記してほしい。</p> <p>2. 第4章・課題別施策「外国籍の人の人権」の推進（取組）方針に、言語と交流についての記載しかないのは、誤りで極めて不十分。足元の職員採用制度における外国籍の人の排除と差別の解決は、市民に対する差別と偏見の解消のアピールになり、その役に立ち、効果もあがる。この点抜きの推進方針は誤っている。</p> <p>3. 第2章・市民意識調査の結果から、「外国人の人権について問題があると思うもの」の問いに対しての答えの中で、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」の次に、43%も「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」と回答しています。</p> <p>前橋市を始め群馬県内には、初めて職を求める外国籍の高校生や大学生や若い人々がたくさん増えているのに、公務員の試験すら受けられないのは、前橋市自身が受験資格の「国籍条項」という不利な条件を作り出しているからではないか。</p> <p>4. 再度、人権についての世界基準や他の先進自治体の基準に学び、前橋市の人権基準を点検し見直すべき。</p> <p>※参考とすべきこと</p> <p>①世界人権宣言第2条、第23条第1項</p> <p>②2015年SDGs17のゴールのひとつ「人や国の不平等をなくそう」</p> <p>③2018年人種差別撤廃委員会日本の第10回・第11階提起報告に関する総括所見、移住者の状況第30項、市民でない者の状況第33項（e）</p>	<p>本市における職員採用試験の受験資格（国籍要件撤廃）は、県や中核市など全国的な状況を注視し慎重に判断するものであると捉えています。</p> <p>本計画は、国際的な動向ならびに国や県の動向を踏まえ策定します。ご意見を参考とさせていただきます、今後活かしていきます。</p>
-----------	--	--

24	<p>・外国籍の人たちの就労の問題。憲法が保障している職業選択の自由がない。公務員など。アパートを借りる際など外国人（アジア系・南米系）を排除する契約をしている人がまだ多い。そういったところの啓発を取り入れてほしい。</p>	<p>就労や安定した住居の確保については、外国籍の人たちが本市で安心安全に暮らしていただくためには、不可欠な要素であると考えています。</p> <p>そこで、関係機関とも連携し、啓発等を通じて本市における外国籍の人たちの受入環境向上を図ってまいりたいと考えています。</p>
25	<p>・国籍は日本でも、生まれが外国だったり、外国での生活が長かったりなどして、言語や文化の面で、日本社会への適応に問題を抱えている人々も少なくない。そのため、「外国ルーツの人々」と称することも増えてきた。タイトルも検討の余地があるのでは。</p>	<p>課題別人権のタイトルは、国・県の基本計画に準じています。ご意見については、計画の記載内容に反映しました。</p>
26	<p>・感染経路について、男性の同性間の感染が多数を占めている現状は理解しているが、ここ数年、男性の同性間の感染は減少傾向にあり、逆に異性間、特に女性の感染が増加傾向にあるとされているので、「同性間性的接触」だけでは、LGBTの人たちの偏見を生みかねないと思う。もう少し配慮した書き方が出来ないか。</p>	<p>HIVの新規陽性者については、感染経路の7割が同性間の性的接触であり、9割が男性という状況です。感染経路や感染動向を知ることは感染予防につながるため掲載しています。ご指摘のとおり、梅毒等の性感染症は女性の感染者の増加が懸念されているため、HIVだけでなく、性感染症全般についても追記することとします。</p>
27	<p>・「感染者の人権」ならわかるが、「感染症に関する人権」という表現はやや分かりにくいので、「HIV等感染者の人権」としてはいかがか。</p>	<p>感染症に関しては、感染者本人だけではなく、接触者や以前感染症に罹った人、感染症を心配する人等についても、差別や偏見を解消する必要があります。感染症全般に対し、正しい情報を得て、差別や偏見を持たずに感染予防に取り組むことが重要と考え、「感染症に関する人権」としています。</p>
28	<p>・犯罪加害者の家族の人権はどこに属するのか。犯罪加害者の家族はどこにも窓口がない現状だと認識している。犯罪被害者の当事者、とくに痴漢や盗撮などは、恥ずかしさから相談出来ない、泣き寝入りをしている人も多く、相談に行った先で心無いことを言われる事例も実際には聞いている。弁護士やカウンセラーに対する啓発をもっと行ってほしい。</p>	<p>課題別の人権課題は、国・県の基本計画に準じたものを項目としています。加害者家族をサポートする制度等につきましては、国・県の動向を注視し、検討していきます。</p> <p>性犯罪だけでなくそれぞれの人権課題に応じた相談窓口を周知します。また、犯罪被害者支援を行う県内市町村担当課や関係機関と行う会議のなかで、適切な支援の必要性を提起し取組に繋がります。</p>

29	<p>・県は「インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を策定した。前橋市として、見守るだけで良いのか？発信者への啓発、被害者への報告をする必要があるのではないか。不適切な書き込みを削除する必要は？相談体制の充実と被害者に寄り添って削除されるまで一緒に行政が取り組む姿勢が示されなければ、行政には相談しないと思う。（同様の意見あり）</p>	<p>市教委では小中学校の児童生徒に対して、インターネット教室を開催しており、インターネットへの誹謗中傷などの書き込みについての注意喚起や危険性などについて指導をしています。また、NPO 法人と連携し SNS の書き込みに対する見守りを行っています。気になる書き込みがあった際には、学校に連絡し、指導や対応を依頼しております。また、状況に応じて、警察などの関係機関と連携し、対応しています。</p>
30	<p>・インターネットは便利なものだけでなく危険も多くはらんでいると子どもだけでなく保護者も学ぶ機会を作してほしい。</p>	<p>上記 31 のとおり小中学校の児童生徒に対して、インターネット教室を開催しており、申込の中で保護者向け依頼があれば対応しています。また、P T A から依頼を受け、保護者向けの同教室を開催しています。</p>
31	<p>・「SOGI」について、「SOGI（性的指向・性自認）」と記載するとわかりやすいのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり記載内容を変更しました。</p>
32	<p>・ヘイトスピーチやヘイトクライムの問題に触れてほしい。「ヘイトスピーチ」は日本人が外国籍の人に対して差別的な言動を行うことだと勘違いしている人がいるが、国際連合広報センターの説明をみると、人の内的属性（人種、宗教、ジェンダーなど）に基づいて、ある集団や個人を標的とし、社会の平和をも脅かす可能性のある攻撃的言説を指す言葉である。群馬県内でも、表現の自由を曲解してヘイトスピーチを続けている団体があり、そうしたことにも触れてほしい。</p>	<p>上記 27 のとおり、本計画は国・県の計画に基づき策定作業を進めておりますが、今後開催する学識経験者で組織された「人権に関する有識者会議」のなかで議題とし検討します。</p>
33	<p>・第 5 章・市職員等に対する研修の推進の中で、「市の職員は～とりわけ高い人権意識が必要です」とあるが、具体的にいつ、どのような内容の研修を行うのか、基本的には不足していると感じる。</p>	<p>上記 7 と同様の考え方。</p>
34	<p>・部や課、役職などの垣根を超えた人権というつながりを持った連携をとれるようにしていただきたい。特に、人権施策庁内推進会議が十分機能するように保障していただきたい。</p>	<p>本計画策定にあたり、今年度、人権施策推進を図るための庁内体制を整備しました。</p> <p>部長級で組織する庁内推進会議、事務に関する具体的事項を検討協議ためのネットワーク会議を連携させ、人権施策推進を図ります。</p>

35	<p>・老若男女の関係なく、多くの方々がスマートフォンや携帯電話を所持し、24時間ずっとインターネットに繋がれる状態にあることを前提とした人権教育・啓発を考える必要性があるのではないか。</p>	<p>社会情勢・ツールの変化にあわせた効果的な人権教育・啓発について、研究を進めていきます。</p>
36	<p>・他者に対して敬意をもって接する人が少なくなっているように感じる。こういう社会であるからこそ、人権教育・啓発はこれまで以上に必要とされているのだと思う。自分が忌み嫌っている他者の人権も守らなければならないという当たり前のことを、前橋市では是非とも徹底していただきたい。</p>	<p>今回策定する「第2次人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」に基づき、一人でも多くの市民の方が人権問題に対する正しい理解、認識を一層深めることに努めます。</p>
37	<p>・先進自治体で「暮らし支えあい条例」をつくり、生活困窮から脱出する支援をしているところもある。税の滞納などは丁寧に相談に乗り、減免制度・福祉との連携を迅速に具体化するなど、権利の保障に前向きな姿勢を示している。教育・啓発の土台を支える観点から、前橋市の施策を紹介してはどうか。</p>	<p>納税で悩まれている方の中には、生活に困っている、家賃を払えない、病気で働けない、仕事が見つからない等、さまざまな事情により経済的に困窮している方が多くおります。市では、社会福祉課内（庁舎1階）に、まえばし生活自立相談センターを設け、ひとりで悩むことのないよう、相談支援員と一緒に考え、サポートを行う体制を敷いています。このような体制の周知の重要性は、ご意見のとおりですので、今後は、より一層の各チャンネルでの周知はもとより、次期地域福祉計画の中で効果的に施策アピールできるよう努めていきます。</p>

その他意見

基本理念に賛成します。